

国際裁判管轄の合意

—イギリス法の場合—

矢 吹 徹 雄

- I. 序論
- II. 国際裁判管轄の合意の有効性及び解釈
- III. 国際裁判管轄の合意の効力
- IV. 結論

I. 序 論

1. 国際的な契約において紛争が生じた場合、各国の国際私法あるいは実質法が異なっているため、どの国で紛争が解決されるかにより、紛争解決の基準となる準拠法が異なり、その結論が著しく異なる事態の発生を回避するため、国際的な契約では、しばしば準拠法の合意または国際裁判管轄の合意もしくは仲裁の合意がなされる。これらの合意のうち国際裁判管轄の合意と仲裁の合意は、紛争解決機関に関する合意であるという点で共通している。特に、外国裁判所の専属的国際裁判管轄の合意と仲裁の合意は、本来国際裁判管轄を有する裁判所の立場からは、両方の合意とも当該裁判所での訴訟の回避を目的としている点で共通している。しかし、国際裁判管轄の合意は紛争の解決をいずれかの国の裁判所に委ねているのに対し、仲裁の合意は紛争を私人又は私的な紛争処理機関にゆだねているところに差異がある。そこで、本稿は、各国で、国際裁判管轄の合意と仲裁の合意とでその取り扱いに差異があるか、差異があるとすればその原因はどこにあるかを明らかにする研究の一環として、イギリス法において国際裁判管轄の合意がどのように取り扱われているかを検討しようというものである。しかし、本稿では、その考察の対象をもっぱら財産法上の契約に関する国際裁判管轄の合意に限定し、離婚その他の身分法上の紛争に関する国際裁判管轄の合意は取り上げな

いこととする。また、条約の国際裁判管轄の合意に関する規定も取り上げないこととする。

2. イギリスでは、国際裁判管轄の合意に関する判例は、仲裁に関する判例に比べて数が少ない。¹⁾ そうして、イギリスの国際裁判管轄の合意に関する判例の中心的な問題は、外国裁判所を専属的管轄裁判所とする国際裁判管轄の合意に反してイギリスの裁判所に訴えが提起された場合、イギリスの裁判所は、writ 又はその通知の管轄外での送達を許可するか、あるいは、訴訟を stay するかという国際裁判管轄の合意、特にイギリスの裁判所の裁判管轄を排除する合意の「効力」の問題であった。しかし、近年になって、国際裁判管轄の合意の解釈の問題も取り上げられるようになった。他方、国際私法の教科書でも、国際裁判管轄の合意に関する記述は仲裁に関する記述に比べ少なく、その記述の中心は合意の効力の問題であったが、²⁾ しかし、最近になって、いくつかの論文が、国際裁判管轄の合意の全般に渡って比較法的な考察のなかで、国際裁判管轄の合意の有効性及び解釈の準拠法の問題を合意の効力の問題と別個の問題として論じている。³⁾ そうして、このように、合意の有効性、合意の解釈、合意の効力を区別して考える方法の必要性は、仲裁の合意について、その有効性、解釈、仲裁手続を支配する法及び仲裁裁定の効力を区別して論じられていることから主張されている。

II. 国際裁判管轄の合意の有効性及び解釈

1. 国際裁判管轄の合意の有効性の問題とは、原告がイギリスの裁判所

1) Otoo Kahn-Freund, "Jurisdiction Agreement: Some Reflections" (1977) 26 I.C.L.Q.825 at 826.

2) 例えば Dicey-Morris, *Conflict of Laws*, 9th ed. pp.222 et seq; Cheshire and North, *Private International Law*, 10th ed. pp. 112 et. seq; Morris, *The conflicts of Laws*, 2nded. pp.92 et seq.

3) 例えば Zelman Cowen and D. Mendes da Costa, "The Constructuai Forum a Comparative Study"(1963)43 Can. Bar.Rev.453; Micheal Pryles, "Comparative Aspects of Prorogation and Arbitration Agreement"(1976)25 I. C. L. Q. 543; Otoo Kahn-Freund, *op. cit. supra* n.1.

に訴を提起したのに対し、被告が当該訴訟についてはX国の裁判所を専属的管轄裁判所とする合意があるから本件訴訟は stay されるべきだと主張したのに対し原告が、本件合意は方式を欠いているから無効である、本件契約については管轄の合意をなし得ない、本件合意には意思表示の瑕疵があつて無効であると主張した場合、裁判所はその合意に効力を認めるか否かの問題である。そうして、ここで、合意の有効性を判断する準拠法は何かが問題となる。この問題についてオランダ人船員と雇主間でオランダで締結され、オランダから出航しオランダで終了する航海のための雇傭契約に当該契約から生ずる紛争はロッテルダムの裁判所でオランダ法に従って解決されるという裁判管轄の合意があるにもかかわらず、船員が雇主に対しイギリスで賃金請求訴訟を提起した *Gienar v. Meyer* 事件の判決のなかに、管轄の合意の効力を認める前提として、その合意がオランダ法において締結可能であることを必要とする趣旨の記述が認められるが、ここでオランダ法が契約締結地の法として用いられているのか、契約の準拠法としてか、合意された裁判所の法として用いられているか明らかでないし、その後、この問題を明確に取り上げた判例はない。これは、後述するように、イギリスでは外国裁判所を専属管轄裁判所とする合意があつても、合意に従って訴えを stay するか否かは裁判所の裁量に委ねられているため、当事者の関心がもつばら裁量権の行使の基準の問題に向けられていたためと思われる。ただ、最近になって *Kahn-Freund*⁴⁾ は、仲裁の合意に関する判例の原則が裁判管轄の合意の有効性の準拠法の問題に妥当するとして、方式の準拠法は行為地法により、有効性については合意の準拠法により決せられるが、合意の準拠法はほとんどしばしば契約の準拠法であるとする。*Pryles*⁶⁾ も合意の有効性について契約の準拠法によって決するのが、イギリス—オーストラリア法の立場であるとしている。

2. 合意の解釈の問題とは、ある合意が専属的裁判管轄を定めたものか否か、合意を含む契約に関し不法行為に基づく訴訟が提起された場合、

4) [1796] 2H. Bl. 603.

5) *Kahn-Freund, op. cit. supra* n. 1, at pp. 827-828.

6) *Pryles, op. cit. supra* n. 3, at p.544.

そのような訴訟も合意に服するか否かといった合意をどのように解釈するかの問題であり、ここでも合意の解釈の準拠法が問題となる。そうして、ある合意が専属的であるか否かについては、1893年の *Hoerter v. Hanover Caoutchouc, Gutta Percha, and Telegraph Works* 事件の判決で *Lord Esher M.R.*⁷⁾は「この条項はドイツの契約のなかにあり、ドイツ法に従って構成されなければならない」と判示し、*YTC Universal Ltd. v. Trans Europa* 事件でもこの問題は契約の準拠法であるスペイン法により解決されるべきであるとされ、さらに、*Evans Marshall & Co. v. Bertola S. A.* 事件で *Kerr* 判事はスペイン法を準拠法とする契約に含まれているスペインの裁判所の管轄の合意が専属的であるか否かをスペイン法によって判断した。しかし、これらの判決に対し、準拠法について何ら言及することなく管轄の合意が専属的か否かを判断した一連の判決がある。例えば、*Kirchner & Co. v. Gruban* 事件で「この契約に関し、私はこれを当事者間の全ての紛争を合意に記載された裁判所に付託する合意と続む」と判示され、*The Cap Blanco* 事件で *Sir Samuel Evans, P.*¹⁰⁾は「この船荷証券の解釈に関する全ての紛争はドイツ法に従ってハンブルグにおいて決定される」という条項を「ハンブルグの裁判所は特定されていないが、契約の公平な実質的な解釈は、このような紛争はハンブルグで管轄を有する裁判所により、ドイツに従って審理されねばならないということを意味する。当事者は、私が私がこの裁判所が有していると決定した管轄の下でここで審理することを明確に排除するために船荷証券のなかのこの条項に合意したと考えられる」と判示し、*The Vestris* 事件では「この船荷証券から生ずる損失又は損害の請求はどれでもこの会社の選択によりアメリカ合衆国の法に従って、ニューヨークで取り扱われる」という条項が専属的管轄の合意であると判示され、*Mackender*

7) [1893] 10T. L. R. 103, (C.A.), at104.

8) [1973] 1Lloyd's Rep. 453.

9) *Ibid.* at pp. 461-462.

10) [1909] 1 Ch. 413 at p.418

11) [1911-13] All E. R. Rep. 365, at368.

12) [1932] 43Ll. L. Rep. 86.

v. Feldia A. G.事件¹³⁾では「この保険はもっぱらベルギー法に服し、これから生ずる紛争はどれでもベルギーの裁判所に専属的に服する」という合意が専属的管轄の合意であると判示されている。そこで、この二つの判例の流れの関係が問題となるが、これについて Pryles¹⁴⁾は、準拠法について言及していない事件は「問題となる外国法が法廷地法と異なっているという立証がなく、それ故にそれらが同じであるという推定がくつ返されていないということを根拠にしてのみ、解釈は準拠法によるという原則と一致させえる」と主張している。

次に、管轄の合意に服する紛争の対象たる事件の範囲を決める準拠法が問題となる。フランス法を準拠法とする船荷証券のなかで合意されてフランスの裁判所の専属的裁判管轄の合意に服する訴訟の範囲が問題となった The Shindh 事件¹⁵⁾で二つの見解が示された。一つは Load Denning, M. R.の見解¹⁶⁾で、問題となっている管轄の合意を含む本件契約の準拠法はフランス法であり本件契約はフランス法に従って解釈されるべきである。フランス法によると船荷の荷主の本訴請求は契約に基づくものであり契約にのみ基づくものである。フランス法によると専属的裁判管轄条項はこの紛争がマルセイユ又はパリの商事裁判所で決定されることを要求する。従って、原告はイギリスで不法行為と構成して訴訟を提起することにより裁判管轄の合意の適用を回避し得ないというものである。これに対し、Load Diplock¹⁷⁾はもし、本訴がイギリスの裁判所で維持されるなら、準拠法を決定することを目的とする法性決定では不法行為と契約法に関連しており、不法行為法を適用できる。しかし本件で生じている法性決定の唯一の問題は裁判官が stay を認めるための根拠が当事者間の契約から生じたかと判示することが正しいか否かである。そうして、管轄の合意を含む本件契約の準拠法はフランス法であり、フランス法に従って解釈すれば、本件管轄の合意は、本訴のような請求もカバーしていると言う

13) [1967] 2Q. B. 590(C.A.).

14) op. cit. *supra*, n3. at p. 552.

15) [1975] 1 Lloyd's Rep. 372.

16) *Ibid.*, at pp. 373-374.

17) *Ibid.*, at p. 374.

ものである。しかし、このような合意の準拠法を問題とする立場に対し、The Makefjell 事件¹⁸⁾で裁判所は「この船荷証券から生ずる運送人に対する請求は運送人の主たる事業を営む地において、その地の法に従って決定されるべきである…」という合意に関し、準拠法（本件ではノールウェー法）を考慮することなく、訴訟を不法行為法に従って構成すればオスロ以外の裁判所でノールウェー法以外の法に従って裁判できるというのはビジネスマンの意思に反し、「当事者がどのような構成を取った場合であれこの船荷証券の下で運送された商品の損害に関する請求はどれでもオスロでノールウェー法に従って決定されるべきであると彼らが意図していたことに何らかの疑問があるとは思えない」と判示した。ところで、The Sindh 事件の判決が準拠法に従って合意を解釈しているのに対し The Makefjell 事件の判決は法廷地法に従って合意を解釈しているが¹⁹⁾、もし、ここでも、合意が専属的か否かの解釈に関する前述の Pryles の見解を適用できれば、The Sindh 事件の Lord Diplock の見解と The Makefjell 事件の裁判所の見解には差がないことになる。

最後に、当該国際裁判管轄の合意を含む契約が、無効か否かを争う紛争も当該裁判管轄の合意に服するか否かを定める準拠法は何かが問題となる。Mackender v. Feldia A. G. 事件²⁰⁾がこの問題に関連する。この事件の事実関係は、イギリスの保険業者とヨーロッパの宝石業者が1964年、ロンドンで、宝石業者のダイヤモンドに生じた損害を一年間保険する旨の損害保険契約を締結し、その契約には「この保険はイギリスで効力を生じたが、専らベルギー法により支配されそうしてこの契約から生ずる紛争は全て専属的にベルギーの裁判所の管轄に服し……」という条項

18) [1976] 2Lloyd's Rep. 29.

19) *Ibid.*, at p. 33. この事件で Willmer 判事は不法行為でその請求を構成するにしても船荷証券に頼ることなくその請求を構成できないので、合意が不法行為を理由とする本訴をも、カバーすると判示している (at p. 37)。

20) なお、The Sindh 事件の Lord Denning, M.R. の見解、Lord Diplock の見解及び The Makefjell 事件の裁判所の見解を比較分析したものとして、Susan M. Knight, "Avoidance of Foreign Jurisdiction Clauses in International Contracts" (1977) 26 I. C. L. Q. 664.

21) [1967] 2Q. B. 590, (C.A.).

があったところ、1965年1月にイタリアで保険事故が発生し、宝石業者がイギリスの保険業者に保険金の支払いを請求したが、保険業者は宝石業者がイタリアで密輸をしており、密輸品に付保することはイギリスの公序に反し無効であるし、宝石業者は重要な事実の告知を怠っており、保険業者は保険契約を取り消すことができ、保険契約を取り消したと主張し支払を拒み、保険契約の無効確認を求め本訴を提起したところ、被告の宝石業者が管轄の合意があるので管轄外の write の送達は許可されるべきでない²²⁾と主張したものである。原告は、本件では真の契約（意思の合致）はなく、外国裁判管轄の合意を含む契約自体が無効であり、外国裁判管轄の合意に服さないと主張した。これに対し裁判所は、管轄の合意の解釈の準拠法について触れることなく、争点が契約が存在したか否か²³⁾か則ち意思の合致があったか否か²⁴⁾の場合は管轄の合意に服さないが、契約が違法であるが故に無効であるというのは契約が実施しうるかの問題であって契約が存在したか否かの問題でなく、また告知義務違反も保険業者に解除権を与えるだけであり、契約は解除のときから無効になるのであり、管轄の合意は廃棄されず、告知義務違反の争点は保険契約から生じた紛争であり管轄の合意に服すると判示した。

3. これまで見てきたところから明らかなように、合意の方式の準拠法に関する判例はない。また、ある契約について管轄の合意をなしうるか否かの準拠法についても、この問題に触れていると解釈しうる判例もあるが、この問題を正面から取り上げた判例はない。合意の解釈の準拠法については、契約の準拠法に従って解釈する判例と、解釈の準拠法を示さずイギリス法の原則に従って解釈する判例があり後者が当数である²⁵⁾。そうして、この二つの判例の流れを統一的に理解するために Pryles は、後者は、契約の準拠法と法廷地法と異なっているという立証がないので契約の準拠法と法廷地法の内容が同じという推定のもとに法廷地法を適用していると説明している。後者の判例の当事者の主張の要約のなかに、

22) *Ibit.*, at 598.

23) *Ibit.*, at 603-604. Lord Diplock は fraud の場合は、本件と異なる考慮が必要であると指摘する。

24) *supra* n. 14.

契約の準拠法に従った解釈原則の主張がなく、しかも、判決では当事者の意思を明らかにする作業がなされていることを考えると *Pryles* のように説明することが適切であると考えられる。

さらに、合意の解釈の問題についてイギリス法が準拠法となる場合、イギリス法の内容はどのようなものかということが問題となる。イギリス法では、ある合意が専属的か否か、請求原因を不法行為と構成しても合意に服するか否かについて、そのいづれかに推定する規定はなく、もっぱら当事者の意思の合理的な解釈に委ねられている。契約が無効か否かの紛争についても合意に服するか否かについては契約といえるものが存在したか否か、すなわち意思の合致があったか否かの紛争は、その契約に含まれている管轄の合意に服さないが、契約が公序に反し無効か否かとか契約の解除に関する紛争は、その契約に含まれている管轄の合意に服すると考えられている。

III. 国際裁判管轄の合意の効力

1. 国際裁判管轄の合意の効力の問題とは、そのような合意を基礎として裁判所は管轄権を行使しうるか、あるいは、そのような合意により裁判所は本来有する管轄権の行使に何らかの制約を受けるかという問題と、管轄の合意に基づいてなされた外国判決あるいは合意に反してなされた外国判決は、外国判決の承認に際しどのような扱いを受けるかという問題である。

ところで、前者の問題の準拠法については裁判管轄の合意を訴訟行為と法性決定するか実体法上の行為と法性決定するかに関係なく最終的に

25) *Mackender v. Feldia A. G.* 事件で合意の準拠法を問題としていない *Loid Denning, M. R.* 及び *Lord Diplock* が *The Shindh* 事件で合意の準備拠法を問題としていることもこのような解釈が合理的なことを推測させる。

26) 例えば、*Kirchner & Co., v. Gruban.* (*supra*, n. 10); *The Cap Blanco*, (*supra* n. 11); *The Vestris* (*supra*, n. 12); *Mackender v Feldia A. G.* (*supra* n. 13); *The Makefefjell* (*supra* n. 18)

27) *Mackender v. Feldia A. G.* (*supra* n.13)

国際裁判管轄の合意

法廷地法とされることには争いがなく、イギリス法でも法廷地法が準拠法とされている。それでは、準拠法としてのイギリス法の内容はどのようなものであろうか。この事について考察するために、管轄の合意を、本来イギリスの裁判所が有する国際裁判管轄を失なわせる合意と本来イギリスの裁判所が管轄を有しない事件につきイギリスの裁判所の管轄を認める合意に分けて検討することとする。

2. イギリスでは、当事者の私的な合意により裁判所の管轄を排除し得ないというコモンロー上の原則があるが、すでに、1796年の *Genar v. Meyer* 事件で外国裁判所の専属的管轄の合意に反する訴えが却下され、今日では、イギリスの裁判所は、外国裁判所の専属管轄の合意がある場合、合意に反してイギリスの裁判所に提起された訴えを stay するか否かの裁量権を有し、原告が裁判所が訴えを stay すべきでない強い理由を示さない限り、裁判所は訴えを stay する方向で裁量権を行使するという原則が確立している。裁判所が合意に反する訴えを stay できる根拠については *Genar v. Meyer* 事件及び1811年の *Johnson v. Machielsne* 事件では何ら示されなかった。その後、1854年に *Common Law Procedure Act* が設定され、それに続いていくつかの仲裁法が設定されると、裁判所は外国裁判所の専属的管轄の合意を仲裁の合意と同視し、*Common Law Procedure Act*、1854年あるいはその後の仲裁法にその根拠を求めるようになった。このような根拠付は、*Law v. Garrett* 事件で最初に示され、*Austrian Lloyd Steamship Company v. Gresham Life Assurance*

28) *Pryles, op. cit., supra* n. 3, at pp. 544-545

29) 一般には外国裁判所の専属管轄の合意を定める方法でこの合意がなされることが多いので、本稿では、これを外国裁判所の専属管轄の合意という。

30) 本稿では *prorogation* という。

31) *Cowen and Mendesda Costa, op. cit. supra* n. 3 at p. 468; *Pryles, op. cit., supra* n. 3, at p. 556; *Genar v. Meyer, supra* n. 4, at 606-607.

32) *supra* n. 4.

33) *Ibid.*

34) [1811] 3 Camp. 44.

35) [1878] 8 Ch. D. 26.

Society, Limited 事件で Lord Romer³⁶⁾ は、ブタペストの裁判所の専属管轄の合意を「同様な文言で特定の個人の決定に服する合意が当事者間に存在したなら、私はそれを疑いなく、契約から生じた全ての紛争を当該個人の仲裁に服させる合意と考える。この事件において、特定の個人を仲裁人に指定する代りに、当事者はこの契約から生ずる全ての紛争をブタペストの裁判所に服させると合意した」と説明している。ところが、1943年の Racecourse Betting Control Board v. Secretary for Air 事件で Lord Mackinnon³⁷⁾ は「訴訟を stay する裁判所の権限と義務が1889年仲裁法の下にあると説明することはむしろ不適當である。実際、その権限と義務はより広い一般原則、則ち、裁判所は人々に彼らの契約を守らせ、そして、それ故に原告に彼らの間の全ての紛争は別な方法で決せられるという被告との合意に反して訴を提起することを制限するという原則から生ずる。1889年仲裁法4条はそのような合意の一つのタイプにこの原則を適用したものにすぎない」と判示し、The Fehmarn 事件で Willmer 判事は、裁判所がより広い原則に基づいて固有の権限を有するか仲裁の合意を類推するかは明らかにする必要はないと判示したが、Court of Appeal で Lord Denning³⁸⁾ は「私はこの条項を仲裁条項と同じだとは考えないが、私は、イギリスの裁判所はイギリスの裁判所の訴訟を管理する；そして、イギリスの裁判所が適用する準則の一つは全ての紛争が特定の国の裁判所により判決されるべきであるという条項は絶対的に拘束するものではないという準則である。この国の裁判所がこれに多くの考慮を払い、通常効力を与えているが、これは、誰も、その私的契約により、適切にこの裁判所に属する事件でこの裁判所の管轄を排除しえないという原則をふみにじるものでない」と判示し、Lord Hodson 及び Lord Morris⁴⁰⁾ も Racecourse Betting Control Board v. Secretary for Air 事件の Lord Mackinnon の見解を支持した。

36) [1903] 1 K. B. 249, (C.A.), at 252.

37) [1943] 1 Ch. D. 114 (C. A.) at 126

38) [1957] 1 Lloyd's Rep. 511 at 514.

39) [1957] 2 Lloyd's Rep. 551(C.A.) at 555.

40) *Ibid.* at 555-556.

国際裁判管轄の合意

次に、*prorogation* に関してはどうかであろうか。テキサス州に本社を置く Zapata 社とドイツ法人 Unterweser 社との間で、ルイジアナ州の港からイタリアの Zapata 社の子会社へ削堀船 Chaparral 号を Unterweser 社の Bremen 号により曳航する契約に本契約から生ずる全ての紛争はロンドンの裁判所で扱われねばならないという合意が含まれていた。ところが、1968年1月9日メキシコ湾の自由海域を Bremen 号が Chaparral 号を曳航して航海中激しい嵐にあい、Chaparral 号はひどい損害を受け、Zapata 社の要請で Bremen 号がフロリダ州タンパ港に入港したが、そこで Zapata 社は Bremen 号を仮差押し、管轄の合意に反しタンパ市所在の連邦地方裁判所に、Unterweser 社に対する損害賠償の訴えを提起した。Unterweser 社は、その訴訟で管轄の合意を争うとともに、反対に Zapata 社を被告として High Court に契約不履行に基づく損害賠償の訴えを提起し、Zapata 社が High Court の管轄を争った The Chaparral 事件で Court of Appeal の Lord Willmer は「一応、当事者が締結した取引を当事者に守らせることがこの裁判所の Policy である。一応、それ故に、原告はこの国において彼らの訴訟の遂行において writ を管轄の外で送達することを許されるべきであることが推定される。しかしこれは、例えば、私自身が関与し、この裁判所に上訴された The Fehmarn 事件 [1957] 1 Lloyd's Rep. 511; (C. A.) [1957] 2 Lloyd's Rep. 551 により示されたように融通性のない準則では」なく「裁判所は裁量を有するが、この裁量は通常そして反対の強い理由がない場合、当事者にその取引を守らせるために行使される」と判示し、Diplock, L. J. は本件は Order 11r. 2 が適用される事案だが、そうすることが合理的な限り、当事者にその文言を守らせるというのがほとんどの国の裁判所の Policy なので、これは問題が生じない。そうして、イギリスの裁判所が合意されたか外国の裁判所が合意されたかにかかわらず同じ原則が適用されるべきであり、当事者の一人が彼の文言を守るべきでないと言うためには強い根拠が求められると判示した。

41) [1968] 2 Lloyd's Rep. 158(C.A.), at 162

42) *Ibid.*, at 164.

以上見てきたように、イギリスの裁判所が管轄の合意に反して提起された訴えを stay する裁量の根拠として、仲裁の合意を類推して仲裁法が挙げられたこともあったが、この根拠は *Giener v. Meyer* 事件、*Johnson Machielsne* 事件を説明できない。これに対し、「当事者に契約を守らせる」ことに根拠を置く立場はすでに *Giener v. Meyer* 事件、*Johnson v. Machielsne* 事件にもその萌芽が見られ、また外国裁判所の専属管轄の合意だけでなく *prorogation* も統一的に説明でき、この立場が現在のイギリス法を支配していると考えられる。

3. そこで、次に裁判所が、合意の効力を否定し、合意に反して提起された訴えを続行し、あるいは *prorogation* に基づいて提起された訴えを stay するために要件は何かを検討する。

被告の所有するフランス船 *Athenee* 号でアレクサンドリアからハルまで運送した玉ねぎがくさっていたため荷受人である原告は *Athenee* 号を仮差押し被告に *in rem* 訴訟を提起したが、被告が船荷証券に船荷証券の下で生ずる全ての紛争はマルセイユの商事裁判所に委ねるといふ専属的管轄の合意があると主張して stay を求めた *The Athenee* 事件で裁判所は、全ての事情、特に船が仮差押られていること、到達した玉ねぎの状態及び船が玉ねぎを運ぶに適していたか否かに関する紛争であり、この点の事実について証人がイギリスにいることなどを考慮して stay を拒絶した。しかし、被告の所有する *Media* 号でハンブルクからカルカッタに輸送した船荷が海水により損傷していたため、カルカッタにドミサイルを有する荷主（実質的にはその保険会社）が本訴を提起したのに対し、被告が船荷証券から生じる全ての紛争は仕向地でイギリス法により決せられるか船主の選択で連合王国において決せられる合意があるが船主は選択権を行使しないから管轄外での writ の送達は無効にされるべきであると主張した *The Media* 事件で、裁判所は、カルカッタで訴訟することは大きな不便と多額の損失を持たらすが荷主は船主が選択権を行使しない限り本訴がカルカッタで訴訟がなされることに合意していたこと、本

43) [1922] 11 Ll. L. R. 6, (C.A.).

44) [1931] 41 Ll. L. R. 80.

国際裁判管轄の合意

訴提起時に時効が完成していなかったが被告が管轄の合意を主張し stay を求めたときに時効が完成してカルカッタでもはや訴を提起できなくなっていたとしても、原告はそうなる前に船主に選択権の行使を求めべきであったとして、訴えを stay した。

リバプールの船会社が所有する Vestris 号でニューヨークから南米に向け運送中の荷物が Vestris 号の沈没により滅失してしまったため原告が船主である被告に損害賠償を提起し、被告が船荷証券に本船荷証券から生ずる損失または損害によるあらゆる請求は、船会社の選択で合衆国法に従って専属的にニューヨークの裁判所で扱われる旨規定されていると主張して stay を求めた The Vestris 事件⁴⁵⁾で、裁判所は、被告の住所がイギリスにあり、Vestris 号がイギリスからコントロールされていてかつこの請求に関し 2 年以上イギリスで論じられていること、他方、ニューヨークで多大な費用をかけ重大な証拠を集取し別訴で前提問題について論ぜられているが、未だ別訴につき一件も判決がなく近い将来判決がなされる見込がないのに対し、イギリスで審理をすれば数か月内で判決をすることができるとし、stay を拒絶した。

イギリス国籍のユダヤ人が、ドイツでドイツの銀行から購入した gold mortgage bond に関しイギリスで仕事をしている第一被告及びドイツの銀行に訴を提起し、被告が、原告とドイツの銀行の間の契約にドイツ法を準拠法としてドイツの裁判所の専属管轄の合意があるとして管轄外での notice of writ の送達命令の取消を求めた Ellinger v. Guinness, Mahon & Co. 事件⁴⁶⁾で、裁判所は本訴は主に原告と第一被告の争いであり、その解決のためにドイツの銀行に主張の機会を与える必要があるが、原告とドイツの銀行の間には争いがなく、合意は原告とドイツの銀行間の合意にすぎないこと及び原告がドイツで訴えを提起すれば原告はドイツに行かねばならず、それは原告に死をもたらしことになるとして被告らの主張を認めなかった。

1955年9月にソビエトの公団がソビエトの港で被告ドイツ法人の所有

45) *supra* n. 12.

46) [1939] 4 All E. R. 16.

する Fehmarn 号にテレピン油を積み込み船荷証券が発行された。ソビエトの公団はテレピン油を原告であるイギリス人の商人に売却し船荷証券を交付した。しかし、ロンドン港で引き渡されたテレピン油は船荷証券に記載されているより量が少なく不純物が混入していたため原告が被告に対し損害賠償請求訴訟を提起したのに対し、被告が船荷証券にソビエト法を準拠法としソビエトの裁判所を専属管轄裁判所とする合意があるとして主張して stay を求めた The Fehmarn 事件で Wirmmer 判事は、原告がイギリスに domicile を有し、損害がイギリスで発見され、船の状態、船荷の状態などを立証する原告側証人がイギリスにおり、ロシアで船積されたときの積荷の状態については船荷証券があるので証人を必要とせず、この国で訴訟をするのが原告にとって最も便宜なこと、これに対し、被告はドイツ法人で、イギリスでもソビエトでも外国人であり、船は通常イギリス航路で運行されているので船から証人を呼びだしやすく、この国で訴訟をすることは被告にとっても困難でなく、この国で訴訟をしても準拠法はソビエト法であり、被告がソビエトで訴訟するより悪い地位にたたされることのないこと、被告が真意からソビエトにおける訴訟を望んでいると認められないこと、この国の判決が執行される保障もないがソビエトの判決が執行される保障もなく、原告がソビエトで訴訟するとなると多額の費用と時間がかかることから、stay を拒絶し、Court of Appeal の Lord Denning も、準拠法は決定的でなく、どの国が紛争と密接であるかが問題だとし、本訴はドイツの船主とイギリス商人の争いであり、積荷の状態に関する証人がロンドンにおり、また船からの証人もロンドンで容易に得られ、ドイツの船主が真にソビエトでの訴訟を望んでいると認められないことから、原判決を肯定した。

Mackender v. Feldia A. G. 事件で、裁判所は本契約にベルギー法を準拠法としベルギーの裁判所を専属管轄裁判所とする合意が挿入されたのは被告の親会社があるからであり、証人がイギリスで最も

47) *supra* n. 38, at 514-516.

48) *supra* n. 39, at 555-556.

49) *supra* n. 13.

国際裁判管轄の合意

得られやすいとしても、アントワープはそれほど遠くなく、原被告とも証人をそこに連れていけるとして訴訟を stay した。The Chaparral 事件⁵⁰⁾で Karaminski 判事は証人の多くはアメリカにいるが、証人の一定数はドイツ人船員でその住所をドイツに有し、船員として転々としている。従って証人に関する限りアメリカの方が便宜ではあるが決定的に便宜だとは言えないこと、被告がイギリスに財産を有しないためイギリスの裁判所での勝訴判決が執行できないとしてもそれはイギリスの裁判所を選択した原告自身を負うべきリスクであること、アメリカでの訴訟が管轄を争っている段階であることから、自由な交渉により締結された合意は尊重されるとして stay を拒絶し、Court of Appeal はこれを支持した。

ギリシャ船籍の Eleftheria 号がブルガリアで木材を積み、本証券から生ずる紛争については運送人の主たる事務所の所在地（アテネ）の裁判所でその裁判所の所在地国法により判断される旨の合意を含む船荷証券が発行された。ところが、木材がロンドン及びハルの港湾ストを理由にロッテルダムで陸揚されたため、原告が Eleftheria 号をイギリスで仮差押して *in rem* 訴訟を提起した The Eleftheria 事件で Brandon 判事は裁量権の行使にあたっては「(a)どの国に事実の争点についての証拠があり、より容易に利用できるか。イギリスと外国の裁判所との審理の便宜及び費用の比較(b)外国法が適用されるか。適用される場合は外国法が本質的な点でイギリス法と異なっているか(c)当事者がどの国と関係があり、密接であるか(d)被告が真に外国での訴訟を望んでいるかそれともただ訴訟上の利益を求めているだけか(e)原告が(i)その請求の安全を妨げられる(ii)獲得した判決を執行できない(iii)イギリスでは適用にならない時間的障害に直面する(iv)政治、人権、宗教その他の理由で公正な裁判が保障されないことにより外国裁判所での訴訟が侵害されていないか」が考慮されると判示し、本件では証拠に関してはギリシャで訴訟すれば原告に不利益が生ずるが、イギリスで訴訟をすれば被告と不利益が生じ、毎

50) *supra* n. 41. なお本件についてのアメリカでの訴訟でも管轄の合意の効力が認められた (The Bremen v. Zapata Off-Shore Co. 407 U. S. 1 (1972)).

51) [1969] 2 All E. R. 641.

年多くの商事又は海事訴訟あるいは仲裁が証人の全てあるいは多くが外国から来るにもかかわらずイギリスでなされており、証人の出頭等に要する原告の費用、不利益等は考慮し得ないし、準拠法であるギリシャ法がイギリス法と本質的に異なっており、ギリシャの裁判所で適用されることが望ましいとして stay を認めた。

スペインのワインメーカー Bertola がイギリス法人である原告との独占販売代理権契約を破棄し、イギリス法人 I S I に販売代理権を与えたため原告が Bertola 及び I S I に損害賠償訴訟を提起し、Bertola がスペイン法を準拠法としてスペインの裁判所を専属管轄裁判所とする合意があると主張した Evans Marshall v. Bertola S. A. 事件で Kerr 判事と Court of Appeal は本訴がもっぱらイギリスでのシェリーの販売に関し、証人が全てイギリスに在住し、Bertola が原告との契約を破棄し I S I との契約を締結したという Bertola の行為に基づき、原告が I S I と Bertola に訴えを提起したものであり、Bertola は I S I との訴訟の密接な当事者であること及びイギリス法とスペイン法との間に本質的な差があるという証拠がないことなどから stay を拒絶した。

カナダの輸出業者がノルウェー船 Makefjell 号でイギリスに輸出した冷凍食品に損傷を受けたため、カナダの輸出業者及びイギリスの輸入業者がノルウェーの船主に *in rem* 及び *in personam* 訴訟を提起し、被告が船荷証券にノルウェー法を準拠法としオスロの裁判所を専属管轄裁判所とする合意があると主張した The Makefjell 事件で、Brandon 判事はイギリスで事実が発生し、証拠及び証人の多くはイギリスにあるが多くの海事事件が当事者の合意で証人を外国から連れてきてイギリスで審理されており、海運国ノルウェーでも同様であること、イギリスの被告を追加する機会があることには重きをおけないことなどを指摘した後、イギリスや合衆国で最近採用されているよりリベラルで非ナショナルティックな立場から、stay を認め、Court of Appeal も証人及び被告の追加

52) (1973) 1 All E. R. 992, (C.A.).

53) *supra* n. 15.

54) *supra*, n. 18.

国際裁判管轄の合意

などの点でイギリスの方が便宜であることを認めながらも Brandon 判事の裁量権の行使を違法とはできないとした。しかし、ポーランド船 Sniadecki 号で南米からイギリスへ運搬したメロン、玉ねぎなどに損傷が生じたとしてチリ及びペルーの荷送人並びにイギリスの荷受人が船主を訴え、被告が船荷証券にポーランド法を準拠法としポーランドの裁判所を管轄裁判所とする合意があると主張した The Adolf Warski 事件⁵⁵⁾で Brandon 判事は、ポーランド法がイギリス法と本質的に異なるという立証はなくイギリスの裁判所はポーランド法を適用することは困難でないこと、本件で最も重要なのは損害について両当事者ともイギリスで調査し、イギリスの専門家の助言を受けており、ポーランドの裁判所で満足する形で証拠を提出することは困難なことであるとし、さらにチリの証人がポーランドに入国できない可能性も考慮し stay を拒絶した。そうして、すでにポーランド法で時効が成立していてポーランドで訴えを提起できないことはこの判断に影響しないと判示し、Court of Appeal は Brandon 判事の判決を明白に誤りであるとは言えないとした。

以上見てきたとおり、管轄の合意が問題となった多くの事件は海事事件であるが、裁量権行使の際に考慮すべき事情は The Elefthelia 事件で Brandon 判事が指摘したような事項である。多くの事件で証拠の入手しやすさが問題とされたが、The Athenee 事件、The Adolf Warski 事件では証人がほとんどイギリスにいたことがイギリスの訴訟を stay しない重要な要素として考慮されたのに対し、Mackender v. Feldia A. G. 事件、The Elefthelia 事件、The Makefjell 事件では、証人の多くがイギリスにいたことはイギリスの訴訟を stay しない重要な根拠とならないとされた。ところで、The Makefjell 事件と The Adolf Warski 事件がいずれも Brandon 判事により言い渡されており矛盾しているように見えるが、Brandon 判事は各事件の事実ごとにその判断は異なると説明している。両事件では The Adolf Warski の方が損害が著しく大きい点、合意された裁判所、準拠法の違い、損傷が荷揚前に生じたか否か、原因について

55) [1976] 2 Lloyd's Rep. 241.

56) *Ibid.*, at 244.

専門家(学者)の証人が必要か否かが、証人がイギリスにいることが stay のポイントとなるか否かの判断の差をもらしたと考えられ、証人の多くがイギリスにいることが stay のポイントになるとかならないという一般原則はないと考えられる。準拠法に関して言えば、準拠法が合意管轄裁判所の法廷地法であり、イギリス法と本質的に異なる場合は、合意の効力を認める一つの理由となるが決定的なものでない⁵⁷⁾。合意の当事者でない相被告の存在は、相被告との事件を分離しがたく、相被告が重要な被告である場合は、合意の効力を否定する一つの理由となるが、この理由だけで否定した例はない。当事者と合意裁判所所在地国との間に密接な関係があるか否かは合意の効力を否定する決定的な理由となっていない。⁵⁸⁾ 合意に反してイギリスに訴えを提起したときは時効に妨げられることなく合意裁判所に訴えを提起できたが、被告が管轄の合意による stay を申し立てたときはすでに、時効により合意裁判所に訴えを提起できなくなっていたという事実は、合意の効力の判断に影響を与えていない。⁵⁹⁾ このように、外国裁判所の専属管轄の合意に反する訴又は Prorogation に基づく訴えを stay するか否かの裁量に決定的な要因はなく、結局は全ての事情を総合して判断することとなる。そうして、Court of Appeal は、原決定が明白に違法でない限り、原決定を尊重している。

4. 最後に、外国裁判所の専属管轄の合意に基づいてなされたあるいは違反してなされた外国判決はイギリスで承認・執行されるかという問題がある。この問題は、外国判決の承認・執行を求められた地の法であるイギリス法によって決すべき問題である。そうして、イギリス法にお

57) *supra* n. 36.

58) *supra* n. 46 and n. 52.

59) The Fehmarn 事件及び The Chaparal 事件参照。

60) The Vestris 事件及び The Adolf Warski 事件参照。

61) なお、Kahn-Freund はイギリスの裁判所が当然に管轄を有する事件(例えば被告がイギリスに現存する事件あるいは原告が被告の船をイギリスで仮差押している事件)とイギリスの裁判所が裁量管轄しか有しない事件の間に裁判所の裁量権行使の差を見出す(*op. cit.*, *supra* n. 1. at pp. 850-852)。

62) Kahn-Freund, *op. cit.*, *supra* n. 1, at pp. 853-855.

ける外国判決の承認・執行の最も基本的な要件は当該外国がイギリス法に従って管轄を有することなので、その他の要件を満せば、合意管轄に基づく外国判決は承認・執行されることとなる。これに反し、合意に反して外国裁判所に訴えが提起されたときは、被告が任意にその管轄に服さない限り、外国判決は承認・執行されない。そうして Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Act 1933によれば外国裁判所の管轄を争うためだけの条件付出頭は、その裁判所の管轄に任意に服したことになる⁶³⁾とされている。しかし、コンモロー上は、外国裁判所の管轄を争うためにだけ出頭した場合も、外国裁判所の管轄に任意に服したことになる⁶⁴⁾と考えられている。

IV. 結論

イギリス法では、当事者の私的な契約により裁判所の管轄を排除し得ないというコンモロー上の原則にもかかわらず、古くから外国の裁判所の専属管轄の合意の効力が認められてきた。イギリスの裁判所が合意に効力を認める根拠は当事者に合意を守らせるというところにある。そうして、合意に反してイギリスの裁判所に提起された訴えを stay するかあるいは管轄外での writ の送達を許可しないかは裁判所の裁量に委ねられている。裁判所は反対の強い事情のない限り合意に反する訴えを stay する方向で裁量権を行使する。このように合意の効力を認めるか否かが裁量に委ねられているため、合意の効力が認められる要件は何かというような議論はなされていない。また、合意の効力が裁判所の裁量に委ねられているため、合意が専属的か否かという問題を除き、合意の解釈、有効性についてあまり判例でも争われていないし、詳細な理論も展開されていない。合意の解釈の準拠法については、学説や一部の判例は合意の準拠法（多くの場合契約の準拠法）としているが、多くの判例は無意識的に法廷地法を適用している。

63) G. Solomons, "Enforcement of Foreign Judgement : Jurisdiction of Foreign Court" (1976) 25 I. C. L. Q. 665.

64) *Ibid.* 及び Kahn-Freund, *op. cit.*, *supra* n. 1, at 854.

65) Henry v. Geoprosco International Ltd. [1976] 1 Q. B. 726, (C.A.)

Jurisdiction Agreements

—A study of English Law—

Tetsuo YABUKI

I . Introduction .

II . Validity and Interpretation of Agreements .

III . Effect of Agreements .

IV . Conclusion

(1) In England, an agreement for English jurisdiction may be a basis of jurisdiction and a foreign jurisdiction agreement may be a ground for an English court not to exercise jurisdiction of merits.

(2) Where plaintiffs sue in England in breach of a foreign jurisdiction agreement, and the defendants apply for stay or refuse the grant of leave to serve the writ on defendant out of jurisdiction, the English court is not bound to do so, but has discretion whether to do so or not. The discretion should be exercised by granting a stay or refusing a leave to serve the writ out of jurisdiction unless strong cause for not doing so is shown. In exercising its discretion, the court should take into account all the circumstances of the particular case. And in number of cases, the central issue is whether there is the strong cause or not.

(3) In England, number of cases hold the question of the validity and interpretation of agreement is governed by the proper law, and some writers said that is the principle of English law. But, in number of cases, the interpretation proceeded according to local principles without reference to the proper law.